

第 8 9 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日 令 和 2 年 3 月 6 日 (金 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 3 月 6 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 4 日)

議 事 日 程

- | | | |
|--------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 1 号議案 | 宍粟市森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第 2 | 第 2 号議案 | 宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 第 3 号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 第 4 号議案 | 宍粟市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 第 5 号議案 | 宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 第 6 号議案 | 宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 7 号議案 | 宍粟市営住宅条例等の一部改正について |
| 日程第 8 | 第 8 号議案 | 宍粟市固定資産評価審査委員会条例及び宍粟市手数料条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 第 9 号議案 | 宍粟市土万ふれあい木工館条例の廃止について |
| 日程第 10 | 第 10 号議案 | ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管 |
| | | 理 |
| | | 者の指定について |
| 日程第 11 | 第 11 号議案 | 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第 12 | 第 12 号議案 | 令和元年度宍粟市一般会計補正予算 (第 4 号) |
| | 第 13 号議案 | 令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算 |

(第

3号)

第 14号議案 令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第

3

号)

日程第 13 第 15号議案 令和2年度宍粟市一般会計予算
第 16号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
第 17号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
第 18号議案 令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
第 19号議案 令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
第 20号議案 令和2年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
第 21号議案 令和2年度宍粟市水道事業特別会計予算
第 22号議案 令和2年度宍粟市下水道事業特別会計予算
第 23号議案 令和2年度宍粟市病院事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 第 1号議案 宍粟市森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第 2 第 2号議案 宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正について
日程第 3 第 3号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 4 第 4号議案 宍粟市介護保険条例の一部改正について
日程第 5 第 5号議案 宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部改正について
日程第 6 第 6号議案 宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正について
日程第 7 第 7号議案 宍粟市営住宅条例等の一部改正について
日程第 8 第 8号議案 宍粟市固定資産評価審査委員会条例及び宍粟市手数料条例の一部改正について
日程第 9 第 9号議案 宍粟市土万ふれあい木工館条例の廃止について
日程第 10 第 10号議案 ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理
理
者の指定について
日程第 11 第 11号議案 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について

- 日程第 1 2 第 12 号議案 令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第 4 号）
 第 13 号議案 令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算
 （第 3 号）
 第 14 号議案 令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 3 第 15 号議案 令和 2 年度宍粟市一般会計予算
 第 16 号議案 令和 2 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
 第 17 号議案 令和 2 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
 第 18 号議案 令和 2 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
 第 19 号議案 令和 2 年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
 第 20 号議案 令和 2 年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
 第 21 号議案 令和 2 年度宍粟市水道事業特別会計予算
 第 22 号議案 令和 2 年度宍粟市下水道事業特別会計予算
 第 23 号議案 令和 2 年度宍粟市病院事業特別会計予算

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 榎 橋 美 恵 子 議員	4 番 西 本 諭 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大 久 保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 神 吉 正 男 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	1 0 番 山 下 由 美 議員
1 1 番 飯 田 吉 則 議員	1 2 番 大 畑 利 明 議員
1 3 番 浅 田 雅 昭 議員	1 4 番 実 友 勉 議員
1 5 番 林 克 治 議員	1 6 番 東 豊 俊 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局 長 宮崎 一也 君 書 記 小谷 慎一 君
書 記 小椋 沙織 君 書 記 中瀬 裕文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福元 晶三 君 副 市 長 中村 司 君
教 育 長 西岡 章寿 君 参事兼総合病院事務部長 隅岡 繁宏
君
企画総務部長 坂根 雅彦 君 まちづくり推進部長 津村 裕二
君
市民生活部長 平瀬 忠信 君 健康福祉部長 世良 智
君
産 業 部 長 名畑 浩一 君 建 設 部 長 富田 健次
君
一宮市民局長 上長 正典 君 波賀市民局長 坂口 知巳
君
千種市民局長 福山 敏彦 君 会 計 管 理 者 田中 祥一
君
教育委員会教育部長 前田 正人 君 農業委員会事務局長 西村 吉一
君

(午前 9時30分 開議)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第1号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第1、第1号議案、宍粟市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) おはようございます。それでは、第1号議案の審査報告をいたします。

令和2年2月25日に審査付託のありました、第1号議案、宍粟市森林環境譲与税基金条例の制定については、2月27日に第23回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第1号議案の主な内容は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行し、森林の整備に関する施策の財源として森林環境譲与税が令和元年度から譲与されています。その用途については、森林の整備及びその促進に関する費用として使用することになっており、単年度で全額を活用できない場合には翌年度以降に繰り越すこととされています。本基金条例は、翌年度以降に繰り越す当該譲与税を適正に管理し、翌年度以降の森林の整備に関する施策の財源に充てるための基金として制定するものです。

審査の中で委員からは、基金に積み立てるのではなく、積極的に事業実施すべきではないかとの質疑があり、当局からは、事業実施に当たり、人材確保等体制整備を行い、森林整備に取り組んでいきたいとの説明がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第1号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第1号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第1号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第2号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第2、第2号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長(田中一郎君) おはようございます。第2号議案審査について報告いたします。

令和2年2月25日に審査付託のありました、第2号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正については、2月28日に第23回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第2号議案の主な内容は、所得税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、県の福祉医療費助成事業実施要綱が改正されたことを受け、文言の整理及び引用している条文中の項ずれに対応する等、所要の改正を

行うものであります

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第2号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第2号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第2号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第3号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第3、第3号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） それでは、第3号議案審査について報告いた

します。

令和2年2月25日に審査付託のありました、第3号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正については、2月28日に第23回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第3号議案の主な内容は、兵庫県国民健康保険運営方針に沿って事業を進める中で、資産割を廃止し、3方式への完全移行を行うものであります。なお、平等割は据え置きとし、所得割及び均等割で調整が行われるものであります。

審査の中で委員からは、宍粟市国民健康保険運営協議会から諮問されている子育て世代の負担緩和について、多子世帯ではどう変わるのかとの質疑があり、当局からは、子ども1人当たりでは均等割分だけがふえることになる。子育て世代に負担を及ぼさないために、市単独の実施でなく、減免措置については国、県が制度設計により行うべきものと考えており、引き続き国、県への要望をしていくとの回答がありました。

そのほか、関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第3号議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。第3号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の改正は、兵庫県国民健康保険運営方針に基づき、課税方式を4方式から資産割を廃止した3方式への完全移行を行うものです。税率については、平等割を据え置き、所得割と均等割での調整を図っています。具体的に四つのモデル世帯の事例を用い、現行と改正後の年税額の比較を示してもらおうと、3世帯が値上げ、

1世帯が値下げということでした。特に所得のない子どもにも均等割の負担がふえており、子育て支援に逆行しております。宍粟市国民健康保険運営協議会の今回の税率改正についての答申においても、子育て世帯への負担緩和に努めることと記されており、子どもの均等割については市の独自減免を行うべきであると考えます。

さらに、財源は一般会計からの法定外繰り入れから賄い、高過ぎる国民健康保険税の値下げを行うことが重要であると考えます。

以上の理由から、この議案に賛成することができません。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） 7番、田中孝幸です。私は、第3号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けることができるよう、加入者に納めていただいている保険税などで運営されております。今回の改正では、税負担の公平性などの観点から、資産割額を廃止し、保険税の課税方式を現在の4方式、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額から、3方式、所得割額、均等割額、平等割額へ変更するものであります。

これまでの4方式の場合では、資産割額があるために、利益を生まない居住用の資産にも課税されていることや、所得のない方や年金だけの方にも課税され、低所得者層の負担となっていることや、自分の財産として住居を取得した場合にもその財産に課税されるなど二重課税感が強いことなど、課題がありました。今回の資産割額の廃止により、先ほど述べました課題が改善されると考えます。よって、第3号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正については、妥当なものと認めます。

本第3号議案に対し、議員諸氏の賢明な判断を期待し、賛成討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第3号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第3号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第4号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第4、第4号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 続きまして、第4号議案審査について報告いたします。

令和2年2月25日に審査付託のありました、第4号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正については、2月28日に第23回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第4号議案の主な内容は、令和元年10月より消費税率の引き上げに合わせて段階的に行ってきた第1号被保険者の保険料の軽減について、令和2年度以降の完全実施に伴い、保険料の軽減強化を行うものであります。

審査の中で委員からは、軽減措置に対する市費負担4分の1の財源はどこかとの質疑があり、当局からは、社会保障と税の一体改革がされてから、消費税10%のうち、地方消費税の2.2%が地方消費税交付金として交付され、市の社会保障の経費に充てることとされており、それを一般財源扱いで財源としているとの回答がありました。

そのほか、関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第4号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第4号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第5号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第5、第5号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和2年2月25日に審査付託のありました、第5号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部改正については、2月27日に第23回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第5号議案の主な内容は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく宍粟市空き家等対策協議会を設置し、宍粟市が取り組むべき空き家等対策の方向性などを定めた宍粟市空き家等対策計画を策定したが、今後はこの計画に基づく施策を着実に実施していくとともに、法に定められた空き家等への措置を明確にし、また、法に定めのない空き家等への対策についても必要な措置が講じられるよう、条例を改正するものです。

審査の中で委員からは、長屋、共同住宅の住戸の定義と対象とした理由、推進体制についての質疑があり、当局からは、建物の全ての住戸が空き家になった場合は特別措置法の対象だが、一部が使用されている場合は特別措置法の対象外であるため、生活環境等への対応の必要性から対象とした。また、推進体制については、産業部を窓口、関係部局連携して取り組んでいくとの説明がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第5号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第5号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第6号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第6、第6号議案、宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和2年2月25日に審査付託のありました、第6号議案、宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正について

は、2月27日に第23回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第6号議案の主な内容は、この施設の公衆浴場は、温泉法に基づく10年に一度の温泉成分分析を行った結果、ラドンの含有量が基準を満たしておらず、温泉として取り扱うことができない状況となった。また、公衆浴場の利用者が少ないことから、現在は宿泊者のみを対象とした入浴サービスに運用を変更しており、このような状況を踏まえ、公衆温泉浴場としての取り扱いを廃止するよう、所要の改正を行うものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第6号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第6号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第7号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第7、第7号議案、宍粟市営住宅条例等の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和2年2月25日に審査付託のありました、第7号議案、宍粟市営住宅条例等の一部改正については、2月27日に第23回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第7号議案の主な内容は、入居者の資格要件の見直し、連帯保証人の資格要件の見直し、認知症等入居者に係る収入申告義務の緩和、中山台団地15戸の取り壊しに伴う用途廃止など、所要の改正を行うものです。

審査の中で委員からは、連帯保証人制度を維持する理由について質疑があり、当局からは、合併以降連帯保証人が確保できないことを理由に入居を諦めた事例はなく、連絡先の確保や家賃の収納を図るためとの説明がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第7号議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第7号議案、宍粟市営住宅条例等の一部改正について、反対討論を行います。

今回の条例改正のポイントは、真に住宅に困窮する低所得者の方に公営住宅への

入居機会が公平に確保されるため、入居の条件となっています保証人制度を廃止するのか維持するのかと考えております。保証人については、公営住宅法上規定されていません。しかし、国土交通省が平成8年の通知で示した入居決定者と同程度以上の収入を有する保証人の連署する請書を提出するとするこの公営住宅管理標準条例の案が根拠になっていると思われま

す。しかし、この通知には、保証人になってくれる人がいない場合でも、本人に家賃の支払いその他賃貸借契約に基づく債務の履行について誠意と能力があると認められるときは、保証人は必ずしも要しないとの見解も示しています。公営住宅が住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図ることをその役割としていることに鑑みますと、保証人が見つからない場合には保証人の免除などの配慮をすべきとしているのです。

その後、平成30年3月30日、国交省は民法の一部を改正する法律の施行に伴い、保証人確保の困難な方への配慮の必要性などの観点から、公営住宅管理標準条例の保証人に関する規定を削除する旨通知を出しています。国は入居の条件となっている保証人制度を廃止する方向を自治体に通知したのです。

また、兵庫県は、公営住宅における連帯保証人制度のあり方について住宅審議会に諮問をし、住宅審議会からは、少子高齢化が進展する中で、今後、近親者がいない若者夫婦等の増加が見込まれ、県営住宅の入居に際し保証人を確保することがより一層困難となることが見込まれる。今後、保証人を確保できないために入居できないといった事態をなくすことが必要という理由から、令和2年4月1日より保証人制度は廃止する旨の答申を出されています。また、住宅審議会の答申では、入居者の置かれている状況に応じ、きめ細かな相談や納付指導を丁寧に実施すること、保証人のあり方については、県内市町の参考となるよう、県の対応を周知する旨も提言を行っております。

宍粟市の条例改正案は、こうした国や県の動向とは異なる見解を示し、現行の保証人制度を維持するとしています。保証人を確保することの困難性や、保証人を確保できないために入居できなかった事態の把握などを十分に行っているとは言えません。また、債権管理や入居者の生活支援を充実させるための制度構築も検討されていません。公営住宅が住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図る役割として機能するよう、保証人の確保や入居に際しての条件とする従来の考え方を転換をし、債権管理や生活支援を充実させるための新たな制度構築など適切な対応を求め、反対討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、宮元裕祐議員。

○2番（宮元裕祐君） 2番、宮元裕祐です。第7号議案、宍粟市営住宅条例等の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、連帯保証人の確保。公営住宅法は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を提供するためには、市営住宅を維持管理していくための財源が必要であり、安定した家賃収入を確保していかなければなりません。また、他の住居者にとっても快適に市営住宅に住居していただくためには、入居者の迷惑行為に対して相談、仲介、指導を行っていく必要もあり、それらを担保できる連帯保証人の確保は必要であると考えます。

また、保証の限度額の制定については、改正民法では市営住宅の連帯保証人として契約が該当する個人根保証契約について、保証の上限額である限度額を定めなければその効力を生じないこととされます。これは、これまで無限であった連帯保証人の保証債務について、保証の上限額の設定を義務づけることにより、連帯保証人の負担を軽減するものになります。連帯保証人の制度を継続する一方で、極度額の設定に当たっては、家賃の滞納が発生してから明け渡し請求を行い、退去いただくまでの想定期間である入居時の家賃の6カ月分とすることで、必要最低限の金額として連帯保証人の負担の軽減になると考えます。

以上のことから、第7号議案、宍粟市営住宅条例等の一部改正について、賛成いたします。議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。宍粟市営住宅条例等の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の改正について、市営住宅の入居時に宍粟市が連帯保証人制度を維持する方向性については問題があると捉えています。兵庫県においては、国の動きに基づいて、県営住宅の入居時の連帯保証人制度は廃止する方針です。連帯保証人を確保できないために市営住宅の入居を諦めておられる子育て世代の若い人たちの声を宍粟市においても聞いております。

セーフティーネットとしての役割を担っている公営住宅に保証人を確保できない

ために入居できないといった事態を起こさないように、連帯保証人制度を廃止するという国や県の方向性と同じように、宍粟市においても市営住宅の入居時の連帯保証人制度は廃止するべきだと考えます。このような理由から、この議案に賛成することができません。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第7号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第7号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第8号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第8、第8号議案、宍粟市固定資産評価審査委員会条例及び宍粟市手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 第8号議案について報告いたします。

令和2年2月25日に審査付託のありました、第8号議案、宍粟市固定資産評価審査委員会条例及び宍粟市手数料条例の一部改正については、2月28日に第23回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第8号議案の主な内容は、デジタル手続法の施行に伴い、関係する条例の文言や廃止される事項について、所要の整理を行うものであります。

審査の中で委員からは、国の方針により、個人番号カードへの移行拡大で通知カードの廃止ということになっているが、廃止はいつなのか、また、廃止に伴い混乱やトラブルはないのかとの質疑があり、当局からは、廃止期日については、法律の施行日が公布日から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日となっており、具体的な日は未定であるとのことでした。当分の間は経過措置として通知カードをマイナンバーの証明書類として使用できることになっており、また、運転免許証な

ど本人確認の仕方はほかにもあるため、直ちに問題や混乱が生じるものではないとの回答がありました。

そのほか、関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第8号議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。第8号議案、宍粟市固定資産評価審査委員会条例及び宍粟市手数料条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の改正は、国において2019年5月に成立した法律であるデジタル手続法、正式名称は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、これが施行されたことによるものです。

このデジタル手続法では、マイナンバー通知カードの廃止が定められており、氏名や住所等に変更があった場合には通知カードが使用できなくなります。宍粟市においても顔写真付きのマイナンバーカード交付枚数率は低く、マイナンバー通知カードの廃止は、窓口での混乱やトラブルなどが起きることが懸念されます。国の法律施行によるものとはいえ、宍粟市民に混乱やトラブルなどを及ぼすおそれがあるので、この条例の改正に賛成することができません。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） 8番、神吉正男です。第8号議案、宍粟市固定資産評価審査

委員会条例及び宍粟市手数料条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

これは、令和元年5月に成立した通称デジタル手続法の施行に伴い、条文中の文言等及び個人番号通知カードの廃止について整理するもので、必要な条例改正であります。

本議案に対しましては、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第8号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第8号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

よって、第8号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第9号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第9、第9号議案、宍粟市土万ふれあい木工館条例の廃止についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和2年2月25日に審査付託のありました、第9号議案、宍粟市土万ふれあい木工館条例の廃止については、2月27日に第23回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第9号議案の主な内容は、木工館の指定管理等については平成26年度に終了したため、その用途について地元自治会と協議を進めてきた結果、施設の用途を廃止することで協議が調ったことから、本条例を廃止しようとするものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第9号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第9号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第10号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第10、第10号議案、ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和2年2月25日に審査付託のありました、第10号議案、ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定については、2月27日に第23回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第10号議案の主な内容は、当該施設の次期指定管理者を引き続きちくさ高原開

発企業組合とし、指定管理期間を令和3年度から令和13年度までの11年間とするものです。

審査の中で委員からは、公募でないこと、指定管理期間が11年であることについての質疑があり、当局からは、スキー場の来場者の増加に向け、現指定管理者から人工降雪機の増設と事業費の3割を10年間分割で負担する提案があったことから、対応する期間を指定管理期間とし、引き続き当該組合を指定管理者として指定をしたとの説明がありました。

当委員会としては、当局に対し、改めて当該施設の管理運営に関する市の方針を示すとともに、指定管理期間を見据えた収支計画等事業計画を精査し、当該施設の設置目的を十分発揮する施設運営がなされるよう注視することを求めます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第10号議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

第10号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第10号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

よって、第 10 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 1 第 1 1 号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第 11、第 11 号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本議案は、去る 2 月 25 日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13 番、浅田雅昭議員。

- 総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和 2 年 2 月 25 日に審査付託のありました、第 11 号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更については、2 月 27 日に第 23 回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第 111 条の規定により報告いたします。

第 11 号議案の主な内容は、市道 12 路線、橋梁 10 橋を追加し、交通体系の整備を図ろうとするものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第 11 号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

- 議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第 11 号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第 11 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12 第 12 号議案～第 14 号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第 12、第 12 号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算(第 4 号)から、第 14 号議案、令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)までの 3 議案を一括議題とします。

本 3 議案は、去る 2 月 25 日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6 番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長(大久保陽一君) 令和 2 年 2 月 25 日に審査付託のありました、第 12 号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算(第 4 号)から、第 14 号議案、令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)までの補正予算 3 議案について審査を行いましたので、会議規則第 111 条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。2 月 27 日に総務経済分科会、2 月 28 日に文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後 3 月 4 日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第 12 号議案の関係部分は、令和元年度実施の各種事務・事業につきまして、事業費及び財源の整理を行うほか、国の補正予算に伴い実施する事業費の追加を行うものです。また、年度内の完了が困難な事業については、繰越明許費を追加するものです。

企画総務部の関係では、委員からは、財政調整基金繰入金の内容について質疑があり、当局からは、せせらぎ公園災害復旧工事において一部改良施工による災害復旧事業債の減額などによるものであるとの説明があったとのことでした。

次に、まちづくり推進部の関係では、委員からは、地域生活交通対策事業補助金

減額の理由について質疑があり、当局からは、国補助金の増加など運行事業者の収入増加によるとの説明があったとのことです。

次に、産業部の関係では、委員からは、プレミアム付商品券購入者が少なかった理由について質疑があり、当局からは、対象者が限定されたことも要因であるとの説明があったとのことです。

次に、建設部の関係では、せせらぎ公園災害復旧事業に係る起債の減額、地籍調査委託料の減額、橋梁修繕工事費の減額などであります。

次に、文教民生分科会が審査した第 12 号議案の関係部分の主な内容としましては、市民生活部の関係では、個人番号カードの関連事務の負担金の増額及び資源物の売却収入の増加に伴う増額補正であります。

健康福祉部の関係では、指定寄附金があったため、次年度で活用するため地域福祉基金に積み立てるほか、不足が見込まれる外出支援サービス事業費などの増額を行うものであります。

教育部の関係では、国が令和元年度補正予算において学校通信施設ネットワーク整備事業として児童生徒 1 人 1 台のパソコンなどの端末整備をするものであります。また、山崎文化会館における老朽機器の故障に早期対処するため、修繕等負担金を追加計上するものであります。

審査の中で委員からは、まず、市民生活部の関係において、資源物売却収入の増額について根拠はどこにあるのかとの質疑があり、当局からは、資源物の収集量増加に伴い売却額は増額しているが、まだ入札ができていない状況であるため、量・金額を最大値で見込んだ補正額としたとの回答があったとのことです。

健康福祉部の関係において、外出支援サービス事業補助金で増額の理由は何かとの質疑があり、当局からは、実績に基づき年間所要額を見込む中での不足分の増額であるとの回答があったとのことです。

次に、地域活動支援センター事業補助金で、事業所の閉鎖による減額補正であるが、利用者に混乱はなかったのかとの質疑があり、当局からは、閉鎖に当たって事業所から説明し、他の就労施設への転所、また在宅生活での対応となっているとの回答があったとのことです。

続いて、教育部の関係において、要保護及び準要保護児童生徒援助費について減額の理由、また、民生児童委員に届け出の必要があるが、その点の負担の声はないのかとの質疑があり、当局からは、当初予算の要求時期と申請時期のずれから差額が生じたことによる減額補正である。また、届け出が難しいため申請が減ったとい

うことではなく、児童生徒の減少の中でも要保護・準要保護児童生徒の割合は年々ふえており、今後も民生児童委員への協力依頼や制度の周知に取り組むとの回答があったとのこと。次に、放課後補充学習等推進事業について減額の理由は何かとの質疑があり、当局からは、県の補助を受けての事業であり、インフルエンザ等による実施回数の減少や指導者の変更により実績が下がる見込みであり、それに伴う歳入歳出の減額であるとの回答があったとのこと。

次に、文教民生分科会が審査した第 13 号議案の主な内容として、審査の中で委員からは、居宅介護サービス給付費について減額が大きく、また、介護予防サービス給付費が増額となっている理由について質疑があり、当局からは、居宅介護サービス給付費については、当初予算編成時には前年実績が不明であり、介護保険事業計画の数値を参考にしていることから生じる差である。また、介護予防サービス給付費について、総合事業に移行し、制度の周知ができ、訪問型サービス、通所型のサービス利用者がふえたためであるとの回答があったとのこと。

次に、総務経済分科会が審査した第 14 号議案、令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の主な内容は、揖保川流域下水道建設負担金の増額、中比地地区下水道改良事業の繰越明許費計上などであります。

審査の中で委員からは、揖保川流域下水道建設負担金増額の理由について質疑があり、当局からは、たつの市内における管渠改築工事の増額に伴い、協定に基づく負担額の増額であるとの説明があったとのことでした。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。質疑では、第 12 号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第 4 号）では、民生費、障害者総合支援費、地域密着型サービス費について、また、第 13 号議案、令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）では、介護保険サービス費について質疑がありました。採決しました結果、第 12 号議案から第 14 号議案までの補正予算 3 議案については、いずれも全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本 3 議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第 12 号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第 12 号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第 12 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて第 13 号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第 13 号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第 13 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて第 14 号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第 14 号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第 14 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 10 時 50 分まで休憩をいたします。

午前 10 時 36 分休憩

午前 10 時 50 分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 13 第 15 号議案～第 23 号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第 13、第 15 号議案、令和 2 年度宍粟市一般会計予算から、第 23 号議案、令和 2 年度宍粟市病院事業特別会計予算までの 9 議案を一括議題とします。

当該 9 議案につきましては、去る 2 月 25 日の本会議で、提案説明が終わっております。

これより質疑を行います。

通告に基づき順次、発言を許可します。

まず、創政会の予算質疑を行います。

7 番、田中孝幸議員。

○7 番（田中孝幸君） 7 番、田中孝幸です。発言の許可をいただきましたので、創政会を代表いたしまして予算質疑をさせていただきます。令和 2 年度の施政方針を中心に質疑をいたします。

初めに、第 2 次宍粟市総合計画前期基本計画及び宍粟市地域創生総合戦略について伺います。宍粟市は令和 2 年度も引き続き地域創生を実現するために、「住む」、集落・地域の活性化と宍粟市への移住支援、「働く」、雇用の創出と就職支援、「産み育てる」、少子化対策、「まちの魅力」、選ばれるまちづくりを戦略の柱にして展開すると施政方針にあります。特に令和 2 年度に力を入れる重要な事業の具体的な内容を最初に伺います。

次に、魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくりについて伺います。観光の振興の中に、日本酒発祥の地、発酵のふるさとを市内外に広く PRするとともに、発酵に関する商品などの開発に向けた研究を進めますとありますが、具体的な事業内容を伺います。

次に、心豊かに生き生きと学べるまちづくりについて伺います。生涯学習の推進の中に、一宮市民協働センター「いちのびあ」では、オンライン英会話教室を開講し、市全体における学びの多様化を図りますとありますが、具体的な事業内容を伺

います。

次に、参画と協働のまちづくりの推進について伺います。多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進については、人口減少、少子高齢化、過疎化が進む宍粟市では、個人や単位自治会では解決できないことを小学校区などの一定の規模を有する区域で補完していくことも必要であるため、アドバイザーの派遣やコミュニティ支援員の配置に加えて、新たに協働のまちづくりトライやる交付金事業を創設し、地区のまちづくり活動に取り組む組織の形成やその活動を支援しますとありますが、事例を含めた具体的な事業内容を伺います。

次に、持続可能な行財政運営の推進について伺います。人口減少に伴う市税の減少、合併算定がえの縮減等による普通交付税の減少などにより、今後も宍粟市の財政運営は厳しい状況が見込まれることから、自主財源の確保に向け引き続きふるさと納税の利用促進を図るとともに、事業内容の見直しによる歳出の削減を進めるなど、限られた財源の中で持続可能な財政運営に努めていきますとありますが、これによる削減目標を伺います。また、それ以外の効果的、効率的な行財政運営の推進のための事業の予定があるのであれば、事業内容を伺います。

以上で1回目の質疑とさせていただきます。

○議長（東 豊俊君） 田中孝幸議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、創政会代表の田中孝幸議員の御質問に、私のほうからは、1点目の地域創生の取り組み全般につきまして御答弁申し上げたいと思います。

令和2年度は総合計画後期基本計画及び宍粟市地域創生総合戦略の最終年となります。重点的に戦略として展開してきた人口減少対策を令和3年度から始まる新たな計画に引き継いでいく重要な年度であります。特に子育て支援に重点を置いた予算としておるところであります。

まず、「住む」の定住促進としては、宍粟材の活用支援を拡充した森林の家づくり応援事業や（仮称）千種市民協働センターの建設着手など約6.6億円を計上しておるところであります。「働く」の雇用の創出・就労支援では、森林環境譲与税を活用した森林整備推進事業や企業誘致・起業家を支援する企業誘致等推進事業など約3.6億円を計上しています。「産み育てる」の子育て支援としましては、小児インフルエンザ予防接種や私立特定教育・保育施設給食助成を新たに取るほか、木のおもちゃを貸し出すおもちゃ図書館事業の拡充など約2.2億円を計上しており

ます。「まちの魅力」の選ばれるまちづくりでは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連事業や発酵食品の開発や情報発信を行う発酵のまち推進事業など約 9,000 万をそれぞれ計上しておるところであります。

その他質疑につきましては、担当部長より順次答弁をさせます。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、持続可能な行財政運営に関連する御質疑にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

令和 2 年度予算における削減目標額でございますが、一般会計の歳出額一般財源ベースで 2 億 2,400 万円、これを目標に予算編成に臨み、今回の予算編成というふうになったところでございます。今回につきましては、既に御案内しておりますとおり、部局別枠配分方式という形で実施をさせていただきました。この予算編成を今後にも続けて実施をしていきたいというふうに考えております。各部局所管の事業の精査、さらに今後においても続けていながら、持続可能な財政運営を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（東 豊俊君） 津村まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） 私のほうからは、参画と協働のまちづくりの推進についての御質問にお答えをいたします。

令和 2 年度におきましては、これまでも実施をしてまいりましたアドバイザーの派遣やコミュニティ支援員の配置に加えて、新たに協働のまちづくりトライやる交付金事業を創設し、地区のまちづくり活動に取り組む組織の形成やその活動を支援することとしております。

まず、アドバイザー派遣事業につきましては、これまでと同様に単位自治会や地域づくり団体、地区の連合自治会などからの制度活用の相談を受け、各団体の活動目的に合ったアドバイザーの派遣支援を行いたいと思っております。

コミュニティ支援員の配置につきましては、地区を基本的な活動範囲といたしまして、協働のまちづくりに向けた学習や気軽に話し合える環境づくりを行うとともに、地区の活動組織を下支えする人材及び事務局機能の強化を目的として配置をいたします。

最後に、協働のまちづくりトライやる交付金事業につきましては、令和 2 年度より新設することになるんですが、内容といたしましては、三つのメニューに分けておりまして、1 点目は、地区コミュニティ意識の醸成活動ということで、コミュニティ活動の維持及び強化につながるイベント等に要する経費に活用いただいたらな

というふうに思います。2点目は、先ほど申し上げました受け皿となるべく、地区組織の設立・合意形成活動、これに向けまして、地域の解決に向けた課題の整理、組織のあり方の検討、活動計画についての話し合いや、それらに向けた学習会、先進地の視察等に要する経費を対象とさせていただいております。3点目が、男女共同参画活動ということで、今後におきましては女性の力がどうしても必要、今まで以上に必要になってくると考えておりまして、女性が中心となって企画するコミュニティ活動や女性の参画を促すことにつながる学習会等に要する経費ということで、その三つのメニューを含んだ形でのトライやる交付金事業ということにしております。

人口減少・高齢化問題につきましては、先般の答弁でもありましたが、持続可能な地域社会に持っていくために、従来の人口減少がもたらしておりますさまざまな課題、それらを解決していく上では、従来の単位自治会の頑張りに加えまして、小学校区規模の地区をベースとしたその地区の集まり、そういったものの住民の結集が従来以上に必要になってくるだろうというふうに考えておりまして、先ほど御説明を申し上げましたそれぞれの事業を連携、活用していただいた上で、あくまでも地域が主体的となって、地区の受け皿並びに地域としての力の向上を目指していただきたいというふうに、このように考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私からは、2点目の大きな項目の魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくりについての御質問にお答えしたいと思います。

発酵に関する具体的な取り組み内容につきましては、昨年7月に宍粟市発酵のまちづくり推進協議会を設立し、現在、三つの部会で活動を展開しております。発酵特産品の開発、2点目が発酵特産メニューの開発、また展示・情報発信の拠点、この三つの部会で活動をし、協議を進めているところでございます。いずれの部会も共通するターゲット層は情報発信力のある20代から30代の女性、発酵食に関心がある健康志向の女性や若い世代にそういった活動を訴求していきたいと、このように考えてございます。

2点目の、庭田神社で採取されたこうじ菌を利用して具体的な事業を考えてございます。宍粟市産のお米でこうじをつくり、甘酒の商品化に向けて協議を進めているところでございます。また、生活習慣病の予防など健康になる食材として注目されている酒かすを活用した発酵メニューが市内のいろんなお店で食べられるように、

関係事業者と連携して進めていきたいと考えております。

さらに、発酵レストランや旅館がオープンしてにぎわいが創出されております山崎酒蔵通り、また道の駅を情報発信の拠点として進めていきたいと考えているところで、今後、関係者と調整する中で事業を展開していきたいと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 上長一宮市民局長。

○一宮市民局長（上長正典君） 私のほうからは、一宮市民協働センターで実施しますオンライン英会話について、具体的な内容について説明させていただきます。

事業の目的としましては、グローバル社会に対応するために、宍粟の未来を担う子どもたちを初め、より多くの市民の方に英語と触れ合っていただくということで、コミュニケーションの能力の向上を図る。また、観光振興の面からもインバウンドに対応できないかという形の分で、これ実際に私たちがイベントに参加し、その中で民間企業といろいろとかけ合いまして、事業の企画立案をしております。その面を運営検討委員会の委員の皆さんに報告し、実現できた事業となっております。

運営方法としましては、一宮市民協働センターがアカウントを持ちまして、協働センターでレッスンが受けられるよう、現在、運営会社と調整を行っております。1レッスン大体 25 分で、授業内容については、パソコンを通じまして講師の顔とテキストを照らし合わせながら、フェース・ツー・フェースでのレッスンとなります。授業コースにつきましても、小学生英語から英会話、また英検の2次試験に対応できたような幅広いレッスン内容を選択することができます。スケジュールにつきましては、協働センターでのWi-Fiの環境整備後にパソコン機器を導入し、できれば夏休みに合わせて開講していきたいと考えております。

この事業につきましては、一宮市民協働センター「いちのびあ」が先行的に実施するということで、宍粟北部を中心に学びの場を広げていくとともに、今後整備されます千種、波賀市民協働センターでも特色ある取り組みが行えるよう、地域の方々と協議検討していく予定としております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） それでは、2回目の質疑をさせていただきます。

ただいま市長のほうから、地域創生を実現するために、地域の魅力を生かし、市民が主体となる活力あるまちづくりに取り組む重要な事業の内容を伺いました。その中においてもいろいろとありまして、ぜひやっていただきたいんですけども、絶

対やり遂げるんだという強い意志のあるものですね、特にどの事業でしょうかね。伺います。

次に、日本酒発祥の地、発酵のふるさとを市内外に広くPRする事業ですが、事業の内容も目的もよくわかりました。ぜひ日本酒発祥の地、発酵のふるさとをぜひ早くブランド化してほしいと思います。さらに、これだという、先ほど言われた発酵に関する商品を絞り込んで、いろいろつくるんはいいんですけども、やはり絞り込んで、市内の飲食店、物販店でしか求めることができない商品、メニューを至急に開発して、それを求めて多くの観光客がわざわざ訪れるようになるように、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

次に、一宮市民局のオンライン英会話教室の具体的な事業の内容も目的もよくわかりました。今後はますます外国人の方も宍粟市に訪問されたり移住されたりすると思います。そのためにも必ず必要であると感じております。年齢を問わず継続的に学べるようにしていただきたいと思います。そうすることによって宍粟市へのいろいろな方の移住の後押しにもなると感じますので、宍粟市の特色を全面に生かした英会話講座をつくり上げてください。

次に、参画と協働のまちづくりの推進について、事例を含めた具体的な事業内容を伺いました。特に北部の地域の自治会は少子高齢化のあおりをまともに受けて、自治会活動もなかなか現在難しい状況下にあります。ぜひこの事業を推進して、各自治会を支援していただきたいと思います。

そこで、その事業の中に一つ考えて入れていただきたいことがあるのですが、それは、いろいろと問題はあるかもしれませんが、自治会の合併などということについてです。特に北部の自治会は、消防团组织も合併しているように、戸数、人口も減少しております。高齢者率が上がっております。マンパワーが足りません。同じ方が自治会、農会等の役員を長くされ、大変な御苦勞をされております。何かそういうことも考えてこの事業を推進して、活性化していただきたいなというふうに感じます。いかがでしょうか。

次に、効果的、効率的な行財政運営の推進のために、事業を伺いました。必ず目標を設定するということが何事に対しても重要であると考えます。また、今、事業計画をしている以外に、知恵を出し合えばいろいろとまた見えてくるものもあると思います。内からだけではなく外から見ること重要であると考えます。いかがでしょうか。

以上で2回目の質疑を終わらせていただきます。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私のほうからは、特に4点の中で、先ほど申し上げましたが、特に定住政策としては、若い人たちを含めまして、移住を含めて、森林の家づくり応援事業、ぜひこれについては、拡充もしておりますので、積極的に推進していきたいと、このように思っております。

それから、「働く」という観点では、当然であります、我がまち特有の森をしっかり守っていく、災害防止も含めてであります、そういう意味では、森林整備事業、さらに森林環境譲与税を活用して推進していきたいと、このように考えております。

それから、「産み育てる」につきましては、昨年からは木育ということで進めておりますが、木のおもちゃ等々のおもちゃ図書館事業、これについてはさらに拡充を図っていきたいと、このように考えております。

「まちの魅力」の関係につきましては、何としても東京2020、5月24日の聖火の成功と、それから8月13日にはパラリンピックのビジット、これについては成功をさすことによって、子どもたちにも夢と希望を与えていきたいと、このように考えております。

それから、あわせもって、発酵のまちにつきましては、特に今回のコロナウイルスも含めてもそうありますが、発酵というのは非常に腸にもいいということ、それから健康にもいいということでもありますので、ウイルス対策も含めて、市民の健康という観点からも、発酵の推進事業をぜひ強力に進めていきたいと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 持続可能な行財政運営の件につきましての御答弁をさせていただきますと思います。

おっしゃっていただいたように、目標を掲げていくということについては、非常に我々として大切なことだというふうに認識をしております。先ほども御答弁させていただいたように、予算編成に入る前には、行政の内部では目標額を掲げる、内容的に次年度の動向がどうなのかということも踏まえながら目標額を掲げるということでスタートさせていただいております。特に交付税については、令和2年度が合併特例の最終年度ということになります。令和3年度、4年度に向けても持続可能な行財政運営が図れていけるように、さらに知恵を出し合うということについては努力をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（東 豊俊君） 津村まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） 私からは、先ほどございました、もう少し各自治会への支援もお願いしたいということで、現状の課題といたしまして、各家庭、隣保、単位自治会等々、それぞれのステージで担われてきたこれまでの自助、共助、住民自治のできにくさというふうなことが徐々に大きくなってきております。必然として、そのほかの枠組みを広げていこうというふうな発想でございますが、その中にはやはり各自治会の合併等々も検討いただくことも大事なこともかもしれません。

先ほど言及をいたしませんでしたでしたが、この枠組み強化によって中長期的に、将来の話ですけれども、現行の各種の市からの補助金等々たくさんございますけれども、そういったものもできるところから一般財源化できるものはして、交付金等々で各地域で使いやすい補助金に持っていきたいなというふうな考え方もございますし、また、補助金等を受け取って事業を行っていただく各自治会、各地区の自治会におきましては、やはり受け皿団体として基盤の強化、そういったものをしていく上では、やはり地区の組織並びに、あわせて各自治会の合併等々も一つの手段ではないかなと思います。あくまで行政のほうが強制的にしてくださいということにはならないと思うんですけれども、こういったことも含めて各地域で検討いただくことも大事なことかなと思っております。

○議長（東 豊俊君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） それでは、最後の質疑をさせていただきます。

ただいま市当局の令和2年度の施政方針に向けての取り組み、考え方をいろいろとお聞きいたしました。本日は私は全体的な考え方を予算質疑とさせていただきます。個々の具体の事業につきましては、それぞれの会派の予算委員もおりますので、そのほうで詳細の確認等をさせていただきますと思います。

なお、ぜひ今後も最少の経費で最大の効果という理念に基づき、行政業務改善を行い、さらに歳出削減に取り組んでいただきたいと思います。本当に必要なものは何か、削減できる事業はないのか、日常的に検証を行い、財政の健全化、スリム化に努めてください。

以上で予算質疑を終わらせていただきます。

○議長（東 豊俊君） これで、創政会、7番、田中孝幸議員の質疑は終わります。

続いて、山下由美議員の予算質疑を行います。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 1人議員ということで、持ち時間 10分、早口になります。

聞き苦しいところあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

令和2年度宍粟市施政方針の3ページ、安心で安全なまちづくり、これについてお尋ねいたします。この項目の施政方針の中には、近年多発する集中豪雨や地震等という文言があります。そこで質疑が生じてくるわけではありますが、小学校、中学校の耐震化のための改修は100%完了していると報告を受けておりますが、幼稚園、保育所は完了していないところが残されております。安全で安心なまちづくりには欠かせない施策であると思いますが、この項目に記載されておられません。耐震点検や耐震対策を行うため、どの項目に予算措置がされているのか、市長と教育長に質疑いたします。

○議長（東 豊俊君） それでは、山下由美議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

前田教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 山下議員の質疑に対してお答えをさせていただきます。

今の質疑につきましては、幼稚園、保育所の耐震対策の予算についてはどこの項目に計上されているかという質疑かと思えますけども、令和2年度の当初予算には耐震点検等の予算は計上しておりません。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 耐震点検、耐震対策、これを令和2年度の予算に計上していないということは大変大きな問題ではないのかと。これは常に言い続けている問題であります。今、実施していない幼稚園、休園中のところを除きまして、山崎幼稚園、河東幼稚園、波賀幼稚園の3園、また保育所、これは城東保育所、かしの保育所、この二つの保育所が耐震点検、耐震対策、これをしようともしておりません。これは、子どもたちの命を守るという点、あるいは日々通っておられる子どもたち、あるいはその子どもたちを常日ごろ見守っておられる保護者の人たちにとっても非常に心的負担になっているのではないかと想像できますし、そのように言われている方もおります。大きな問題ではないかと思えるのですが、教育長はどのように思われておりますか。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 今、御指摘のありましたように、昭和56年以前に建設されました幼稚園等は数園あるわけではありますが、これまでも答弁しておりますとお

り、幼保一元化を推進しております、今後これらの施設が認定こども園になって廃止されていくということを考えますと、認定こども園への移行を早急に進めていくべきであり、進めていかななくてはならないと。そのことによって安心であり安全な環境を確保していきたいというふうに考えております。御理解いただきたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 10 番、山下由美議員。

○10 番（山下由美君） 3 回目の質問になります。子どもの権利条約というのがあるのを教育長はもちろん御存じだと思っておりますが、これは四つの柱、これがあります。安全・安心な環境で生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、この四つの柱に対して今のこの現状、耐震点検や耐震対策を行われていない幼稚園、保育所が残されている、多数残されているというような問題点は、この宍粟市の子どもたちはこの権利条約が守られていないということになるのではないかと、私は非常に大きな、国際的な本当に問題だと思っております。

そしてまた、行政改革のために民営化を推進しているという現状があります。今の日本の国の施策の影響のもとでこのような形になってはおりますが、私はやはり市独自の施策で耐震点検、耐震対策、これを行うべきであると思っております。令和2年度の予算措置を絶対的にすべきであると思っております。市長、令和2年度予算措置を行って、耐震点検や耐震対策を早急に行うべきであるというふうにはお考えになりませんか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 子どもの安全・安心の確保、このことについては、先ほどおっしゃったように、十分認識しておるところでありますし、第一義的に考えないかと、こういうことであります。ただ、教育長が答弁申し上げたとおり、今現在、宍粟市教育委員会としてその方向を進めておると、こういうことでありますので、その状況を加味しながら、より安全・安心な環境づくりを進めることが大事だと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 山下由美議員の質疑ですが、時間はまだありますが、3 回質疑を行いましたので、これで 10 番、山下由美議員の質疑は終わりたいと思っております。続いて、政策研究グループ「グローバルしろう」の予算質疑を行います。

12 番、大畑利明議員。

○12 番（大畑利明君） 政策研究グループ「グローバルしろう」を代表して予算質疑を行いたいと思っております。議長の許可をいただきましたので、ただいまから質疑を

させていただきますが、私は持ち時間がちょっと余りございませんので、答弁に当たりましては論点を明確に、簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

まず、財政収支見通しについてお尋ねしますが、令和4年度には最大で4.2億円の収支不足が見込まれるということで、それまでの間、第三次行革では、令和2年度までの間に歳入増加と歳出の抑制によって3.5億円を確保していくというふうになっております。この3.5億円の確保の目標が達成されたのかどうか、見込みになるとは思いますが、伺います。

それから、先ほどもありましたが、令和2年度の予算編成は一般財源枠配分方式を導入されたということで、一般財源ベースで削減額は幾らになったのか。目標額の今お話はありましたが、実際の削減額を教えてください。

それと、国の財政措置、特に特別交付税についてどのように対応されたのかお伺いしたいと思います。対前年度比で6,000万減額になっておりますけれども、令和2年度で国も新たな財政措置も考えているようでございますので、通告をしております4点についてそれぞれお答えをいただきたいと思っております。一つは、姫路を含める連携中枢都市の中での各市町の財政措置、それから、要介護者とか障がい者に対するごみ出し支援、その経費に対する財政措置、それから、不採算地区の中核的な公立病院に対する特別交付税措置の創設が行われておりますが、それに対する対応、それから、周産期医療、小児医療、そういうものに対する特別措置の拡充への対応、それらについてお答えください。

それから、施政方針と主要施策についてお尋ねいたしますが、まず1点目は、大規模化しております風水害、あるいは地震などの自然災害に対して、市民の安全・安心をどのように確保しようとしているのか、防災とか減災として今年度予算についてお伺いしたいと思います。

二つ目ですが、深刻な気候変動問題がございます。自治体としても何らかの手を打たなければならないというふうに思っておりますが、具体的にどのような施策、事業が予算化されているのでしょうか。

また、資源循環型社会の構築ということで、廃棄物の発生の抑制をしていかなければいけませんし、発生した廃棄物の循環的な利用、そういうものを行っていかなければいけないと思っておりますが、その施策はどのようなものがあるのでしょうか。お伺いします。

それから、三つ目、最後ですが、地域経済循環調査報告というものが出されております。宍粟市の地域の経済の活性化に向けて提言がありますが、その提案に対し

て、令和2年度ではどのように施策に反映をされたのか、お伺いをします。

また、市税の確保という意味で、産業立地促進事業で企業誘致を行ってきておりますが、市税の確保に対してどのような効果が生まれているのか。あるいはまた、地域経済への波及効果、こういうものがどの程度生まれてきたのか、もうそろそろ数値化して説明する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上で1回目を終わります。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、政策研究グループ「グローバルしそう」、大畑議員の御質問にお答え、時間的にということがあるので端的にということでもありますので、1点目の行政改革の取り組み云々で、平成26年度を基準とする目標額と比較して3億5,000万円の効果額、この目標であります。具体的なところで、歳入におきましては、ふるさと納税の拡充や市有財産の有効活用など計1億4,000万円の効果額を見込み、歳出では、人件費の削減のほか、繰上償還の推進や建設事業費の総枠抑制、新たに取り組む一宮市民協働センターの供用開始に伴う維持管理経費の削減、下水道事業の地方公営企業法の適用、枠配分方式による一般財源の削減など計2億1,000万円、合計として3億5,000万円の効果額を見込み、令和2年度事業終了時には達成する見込みであると、このように考えております。

2点目につきましては、枠配の関係で、前年度の当初予算比で一般財源を約2億6,700万円削減をしておるところであります。

次に、施政方針と絡めてであります。宍粟市の地域防災計画では、安心・安全、あるいは災害への備え、自助、共助等々ありますが、特に経費として三つあります。1点目は常備消防費、西はりま消防組合における消防ポンプ車、はしご車更新分の負担。それから2点目は、非常備消防費において、消防団の機能強化として機動分団への消防ポンプ車更新、3地区3台分を計上しております。3点目は、自主防災組織への資機材助成であったり、あるいは自主防災マップづくり等を通じた地域防災の強化・充実を図ることとしております。

それから、2点目の深刻な気候変動、この関係であります。持続可能な開発目標、SDGs目標13「気候変動に具体的な対策を」や、このことを受けた日本国の取り組みにも連動して、まずは温室効果ガスの削減につながる対策が考えられますが、適正な森林の管理や再生可能エネルギー関連など、先ほどの防災・減災関係予算とあわせて、その具体的な内容について後ほど担当部長よりそれぞれ答弁させ

ていただきたいと、このように思います。

大枠にはそういうことであります。よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、国の財政措置、特別交付税についての御質問についての御答弁をさせていただきます。

1点目の連携中枢都市圏における連携市町に対する財政措置でございますが、姫路市を中心とする播磨圏域の連携市町に対しまして、特別交付税の算定ルールとして、1,500万円を上限として措置されるということになっております。

続いて、2点目の要介護者、障がい者等のごみ出し支援に要する経費への措置、このことについてでございますが、令和元年度より、単身の要介護者や障がい者などへの支援に必要な経費、これに対し、費用の5割が特別交付税の措置ということで措置されることになっております。令和元年度と同額のことを令和2年度も見込んでおるといところでございます。

3点目の不採算地区の中核的な公立病院に対する特別交付税措置の創設、このことでございますが、このことについては、創設といいますか、拡充ということになっております。これまで不採算地区病院の要件が150床未満の病院が対象でしたが、今回、100床以上500床未満の病院が対象になったことによって要件を満たしておるようになりました。金額等詳細なことについては現在まだわかっておりませんので、内容を精査しながら、わかり次第また措置をするということになるかと思っております。

さらに、4点目の周産期医療、あるいは小児医療等に対する特別交付税の措置の拡充、このことにつきましてですが、このことにつきましても、詳細なことがまだ情報として来ておりませんので、情報が来た段階で精査をし、基準に基づいて繰り出しをすると、そういうふうを考えておるところでございます。

○議長（東 豊俊君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 私のほうからは、施政方針と主要施策の2点目についての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、深刻な気候変動問題に対する具体的な対策の予算化と事業内容につきましては、市民生活部関係におきましては、従来から進めております木質バイオマス暖房機器に加えて、今年度は小水力発電事業も含めた再生可能エネルギー利用促進事業補助金を予算化をさせていただいております。また、化石燃料の使用抑制対策といたしまして、市が推進しておりますペレット燃料の購入費用を増額して予算化

をさせていただいております。そのほか、産業部におきましては、森林環境譲与税を活用した森林整備の推進や間伐推進により、CO₂を吸収する健全な森を育てることにも取り組んでおります。

次に、廃棄物等の発生抑制と循環的な利用などの具体的な施策についてでございますが、廃棄物等の発生抑制につきましては、市民への啓発が重要でございます。今回新たな手法として、LINE等SNSの活用による啓発を導入するなど、ソフト事業に引き続き取り組んでいきたい。また、廃棄物の循環的な利用につきましては、長期的な視点に立って、市内で循環する仕組みを引き続き調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私からは、防災・減災対策について、産業部関連についてお答えしたいと思います。

まず一つ目、農業施策の面ですけれど、ため池の整備事業に取り組んでおり、新年度では市内8カ所のため池を県営事業として実施予定で、農村地域防災・減災事業の負担金として3,355万円を計上いたしております。また、定期点検委託料としまして123万2,000円を計上しているところでございます。さらに、農業用水路等長寿命化・防災減災事業において、農業用としての使用がなくなったため池の廃止工事、これを実施予定といたしており、5カ所のうち、令和2年度では3カ所の実施計画書、これを策定する予定です。

二つ目、林業施策としましては、山地災害の未然防止対策として、集約化施策に伴う森林整備促進事業や条件不利地間伐事業、簡易土留工を設置する緊急防災林整備事業、高齢人工林を部分伐採して広葉樹等に樹種転換する混交林整備事業、これらに継続して取り組んでいきたいと考えてございます。

続きまして、3点目の地域経済循環調査と産業立地促進事業についてでございますが、この報告書の柱となっているのは、市外からの企業誘致、また地元産業の関連性の強化というところでございます。最初の企業誘致につきましては、現在2社の企業から立地の計画がありますので、これらについて企業と連携しながら十分調整して進めていきたいと。総合の窓口として事業を展開していきたいと考えてございます。2点目の関連性の強化、このことにつきましては、やはり宍粟市の資源と申しますと森でございます。森の資源を生かし、また観光資源など宍粟市の強みを生かした産業振興と、地産地消の推進、また市内の産業間連携の強化などに継続し

て取り組みたいと考えており、山椒やサーモン、また発酵食品、これらのことに力を入れていきたいと考えてございます。

続きまして、産業立地促進事業や、市税や地域経済への波及効果につきましては、市税への効果につきましては、固定資産税とか住民税、また法人住民税等が税収としてふえることとなりますけれども、今の試算では公費投入額の5%から7%、これが年間に見込まれるのではないかなと考えてございます。安定した収入確保には、事業の継続性、また、その事業者の事業の拡充、こういったことが大きな鍵になると思います。

それから、地域経済への波及効果についてでございますが、独自で算定することには非常に大きな課題もございますが、総務省の計算ツール、これによって算出したものがございます。事業者の操業による売上高で今年度74億円余りの経済波及効果があると算定してございます。そのほかに従業員等が市内での経済活動、こういったものが加算されていくものではないかなと分析いたしております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 富田建設部長。

○建設部長（富田健次君） 私のほうからは、防災・減災対策の建設部関係の部分について、主なものをお答えさせていただきます。

令和2年度より都市計画道路山田下広瀬線道路改良事業と都市下水雨水幹線整備事業におきまして、山田千本屋雨水幹線の整備に着手することとしており、令和2年度につきましては、中国自動車道から北240メートルと千本屋地内で80メートルの合計320メートルの工事を予定してございます。この工事にあわせまして山田千本屋雨水幹線を整備することにより、ゲリラ豪雨時等におきます内水氾濫を軽減したいと考えております。

また、豪雨時におきます国道や県道のバイパス的な役割を果たします中野上ノ線道路改良事業、それから川西線道路改良事業に取り組みます。

そのほか、住宅の耐震診断・耐震改修費用を助成する宍粟市簡易耐震診断推進事業、宍粟市住まいの耐震改修促進事業にも取り組みます。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 時間に御協力いただきましてありがとうございました。11分残っていますので、少しゆっくりでやらさせていただきます。

2回目ですが、財政収支見通しについては一応予定どおりということで安心をし

たわけですが、少しやっぱり自主財源の確保という意味ではまだまだ課題があるんじゃないかなというふうに思っております。特に都市計画税が廃止、1億円からの減額になっておりますし、それから、将来負担比率を見ますと、平成30年の決算から令和2年で16ポイントふえております。兵庫県の平均が平成30年度決算ベースで46.7ポイントなんですね。ですから、倍以上、3倍近くの将来負担になっているということで、やはり自主財源の確保をしっかりとこれからも取り組んでいただきたいなというふうに思っています。特に市税収入の構成比、一般会計からの構成比を見ますと、18%とか19%で推移しておりますので、やはりこれをもう少し上げていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

その意味で、何点かもう一度伺いますんですが、新たな収入源の確保という意味で、よく言われます広告事業ですね。公共施設へのネーミングライツ、そういうものを取り組まないのかということ。それから、環境事業でこの間言ってきましたオフセットクレジットですね。これも当初はすぐにお金になりませんが、やっぱり続けることによって企業がここに参入してくるという効果が出てまいりますので、これはやっぱり環境に関する、いわゆるCO₂の削減に関する収益を得ていくということも、もう考えていく必要な時期に来ていると思います。

それからもう一つは、固定資産税の徴収率がちょっと低いと思います。平成30年度で90%ベースになっておりますが、県の平均が96.6、全国平均が96.8%です。この辺の収納率を上げていく努力というのも大事になるんじゃないかなというふうに考えます。

それから、産業部のほうから地域循環ということで企業立地のお話もありまして、効果額も御説明いただきましたが、やはり地域循環の市内の循環率がまだまだ低いと思います。60%台ですからね。やっぱりこれを高めていく必要があると思うので、企業誘致だけじゃなくて、エネルギーとか農産物とか、あらゆるものの市内循環を高めていって、できる限り市外にお金を出さないという取り組みをしていかなければいけないというふうに思いますが、その辺での考え方、あればお聞かせください。

それから、環境対策でお話しされましたが、深刻な気候変動の対策、いわゆるFITがもう終わりますね。卒FITと言われてますが、FITが終わった段階、これからの新たな施策ということで、取り組みが必要んじゃないかなというふうに思います。蓄電池の問題ですとか、あるいは、大災害に関係してでは、ブラックアウトするようなことになってはいけませんので、集中型のエネルギー施策ではなくて、分散型のエネルギー施策というのもこの地域経済循環調査の中で提案されてお

りますので、そういうものにどう取り組もうとされてるのかというのを伺います。

それと、ごみ出し、これも特別交付税の措置があるということを我々も知りませんでした。今の制度、非常に厳しいんですね。対象者。ですから、5割の措置が、特別交付税の措置があるのであれば、もう少し、ごみ出し皆さん大変になっておられるので、高齢者の方もね。それから障がい者の方ももちろんそうですが、そういうところの措置を見直していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それからもう一つ、資源物の循環を引き続いて調査をやっていくとおっしゃいましたが、具体的に何を検討されているのか、お話をいただきたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、財源の確保ということで、広告の件について御指摘をいただきました。

今、御存じのとおり、広報あるいはホームページについて広告収入ということで募集をしながらやっていただいております。ただ、その部分も余り伸びているという状況にはないということで、そのあたりのPRも今後していく必要があるというふうに思っています。

ネーミングライツについては、なかなか都市部のように需要があるのかどうかというところもございしますが、検討に値する課題だというふうに思っておりますので、その点は考えていきたいなというふうに思っています。

さらにちょっとつけ加えて言いますと、市が使う封筒、封筒は広告収入ではないですが、広告主の方に作成をしていただくというような方法も取り入れてやっております。小さなことではございますが、そのことを含めて地道にやっていたらなと、そんなふうに思っておるところでございます。

○議長（東 豊俊君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 4点ほどの質問があったと思うんですけども、まず、固定資産税の収納率でございますけども、非常に徴収努力をさせていただいておる中ではございます。ただ、待つておくばかりはいけませんので、今年度から佐用町の税務課職員との併任による徴収対策事業というのを進めさせていただきまして、あわせて、本市としましては新たな滞納者を出さないという取り組みを順次進めさせていただいておるところでございます。

それから、環境対策の関係の分散型のことにつきましてでございますけど、この

ことにつきましては、議員言われるとおりの部分ございますので、今後も調査研究をする必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

それから、ごみ出し支援の関係につきましては、平成 30 年度から実施をさせていただいております。連合自治会等々、それから民生委員協議会の定例会等々での周知をさせていただいておりますが、利用者が多くないというのが事実でございます。その中で、現要綱を制定して令和 2 年度が 3 年目になりますので、その検証をする中で、見直しも検討していかないといけないのかなというふうに思っております。

それから、循環型のごみの関係でございますけども、継続してというのは、今年度、みやま市等々の視察もさせていただいて、どんな事業があるのかな、どんな取り組みの内容なんかないということを勉強はさせていただいております。それを基本として、今後、宍粟市に合った循環型のごみの関係につきましてどう考えていったらいいのか、そういう点につきまして今後検討、調査研究をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私からは、経済循環率の関係でお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、宍粟市の経済循環率につきましては 66.1%程度ということで推移しております。当然この経済循環率を上げることが、市内でお金を蓄えて、中で回っていくという仕組みなんですけれど、やはりこのことには、食で言いますと、昔から言います地産地消、これの徹底というのがやっぱり必要かと思っております。それと、この考え方は、やっぱり企業の言う仕入れ、この部分にも当然及んでいかないといけないと思っておりますので、そういったところも今から取り組むべき課題かと考えております。当然そういったことには市民運動とかも巻き込んで取り組めたらと思っております。今般の新型コロナウイルスの関係でも、やはりそういった食のあり方とか仕入れのあり方、こんなことも私たちに警鐘を鳴らしているのではないかなと思っておりますので、しっかり課題について向き合っていきたいと考えております。

○議長（東 豊俊君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 議員御案内のとおり、F I T 価格につきましては、今見通しがついてないようなところもございまして、今後それに対する考え方といいますか、市の方向性も決めていかないといけないかなというふうに思っております。

○議長（東 豊俊君） これで、政策研究グループ「グローバルしそう」、12番、大畑利明議員の質疑を終わります。

あらかじめお願いをしておきます。正午を過ぎましてもこのまま会議を続けたいと思いますので、御了承願います。

それでは続いて、宍志の会の予算質疑を行います。

6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 6番の大久保です。宍志の会を代表しまして予算の質疑を行います。

まず、宍粟市施策方針の令和2年度の最重要課題に掲げられているのが、人口減少対策を最重要課題に掲げというところがまず冒頭にあります。施策方針の3ページに、子どもが健やかに育つまちづくりの中で、学校教育と子育て環境のことが書かれているわけなんですけれども、人口減少に歯どめをかけ、若者の定住促進を促すため、学童保育やこども園だけでなく、子育て環境の充実への施策が子どもが健やかに育つまちづくりの中にも書かれているわけなんですけれども、それらの施策がそれ以外にもどのように新年度予算に反映されているのかをお伺いします。

また、4ページにあります学校教育の充実、ここが本当これからの人口減少にも少子化にも非常に大きな部分だろうというふうに思うわけなんですけれども、学校教育の充実が非常に大切ということは、これはもう全員の共通事項なんだろうと思うわけなんですけれども、ここで書かれているのが7行だけにとどまっているんですが、この子どもが健やかに育つまちづくり、ここに書かれている以外にどのようなことを学校教育の充実に関して考えられているのかをお伺いいたします。

続いて、一般会計の歳出予算、ページ8ページのところなんです、目的別のところを出してなんですが、これは一般質問の部分と丸々かぶりますので、ここは割愛いたします。

続いて、性質別の9ページのところに移ります。一般会計歳出予算の性質別の中のその他の経費にあります補助費等が13億8,204万9,000円が増額となっております。繰出金が15億4,896万7,000円が減額となっております。この二つに関係性があるのかどうかについてお伺いいたします。

続きまして、10ページの一般会計歳入予算、ページ10ページの歳入の部分なんです、市税のうち市民税、固定資産税、令和元年度に比べ令和2年度の予算が市民税、固定資産税が増収見込みになっているわけなんですけれども、その増収見込みになっている根拠をお伺いいたします。

また、固定資産税の増収見込みを支えているのは、土地、建物、償却資産、どの資産かをお伺いします。これは、宍粟市の今の現在の人口減少と全体の流れの中で、なぜこういう増収見込みが出てきているのかと。令和元年度に比べなんですけれども、その部分をお伺いいたします。

続きまして、11 ページの市債の部分なんですけれども、市の借り入れですね、借金の部分、市債の発行額が、令和元年度が 34 億 2,690 万円に対して、令和 2 年度 23 億 3,280 万円と、前年度に比べ 10 億 9,410 万円減となっている理由をお伺いいたします。

それと、12 ページの起債残高の状況、これ先ほどのとかなり関係してくると思うんですが、令和 2 年度末の起債残高が 573 億 6,789 万 2,000 円の見込み、令和元年度に比べて 12 億 3,925 万 2,000 円の減となっている、この起債残高の根拠をお伺いいたします。

続きまして、一般会計のページ 156 ページにあります文化財保護費のことでお尋ねします。山崎幼稚園舎の非常に文化的価値が高いんじゃないかということは、誰が見てもそのように、山崎幼稚園舎を見て思われると思うんです。長い年月の中で非常にいい建物、非常にこれから大切に残していかなあかん園舎なんだろうというふうに、見ても思うし、あの山崎幼稚園舎から巣立った多くの方々、またあそこの幼稚園舎にかかわられた先生方も含めて、山崎幼稚園に対する、その建物に対する、そこで生活した人はもちろんそこで生活してきたことに対する思いも含めてだと思うんですが、あの園舎をぜひ大切にしたいと思われている方がたくさんいらっしゃると思うんですけれども、その山崎幼稚園の園舎の文化的価値を調査するとしたら、このページの 156 ページの一般会計にあります文化財保護費が果たしてそれに充てられるのかどうかということと、今回この中に上がっている数字で果たしてこの調査が可能なのかどうかということをお伺いします。

まず 1 回目の質疑として、よろしくお伺いいたします。

○議長（東 豊俊君） 大久保陽一議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、財政的なことについての御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、性質別の補助費等の増額、あるいは繰出金の減額の関係性についてでございますが、主な理由としましては、これまで特別会計であった下水道事業会計、農業集落排水事業会計、これを廃止し、公営企業会計として下水道事業会計を

創設したことによりまして、一般会計からの繰出金として繰り出していたものを補助金などにより繰り出すために、性質上、繰出金が減額となり、補助費等が増額ということになったものでございます。

続いて、一般会計歳入予算の市債の発行額、このことではございますが、前年度に比べまして 10 億 9,410 万円の減額となっております理由につきましては、大きなところでは、災害復旧事業債の 5 億 3,000 万円の減額が大きなものとなっております。令和 2 年度においても、将来の財政負担が過度にならないように、元金償還額以内に本年度の発行額を抑えるということで、合計約 10 億 9,000 万円の減額となっておりますところでございます。

続いて、市全体の起債残高の状況についてでございますが、前年度に比べまして 12 億 3,925 万 2,000 円減額になっている根拠につきましては、水道事業、あるいは下水道事業においては新たな起債の発行を見込んでおるところでございますが、それ以上に償還する見込みでありまして、下水道事業においては、令和元年度残高見込みより約 9 億 3,000 万円の減額、水道事業においては約 2 億 9,000 万円の減額を見込んでいる、このことが主な理由となっておりますところでございます。

○議長（東 豊俊君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 私のほうからは、一般会計予算の歳入についての御質問にお答えをさせていただきます。

市民税、固定資産税の増収見込みにつきましては、兵庫県がやっております経済・雇用情勢がでございます。その中で、令和元年の主要業種の景況感はよくも悪くもないというような状況が出されております。そのような状況の中で、慢性的な人手不足が継続して、最低賃金の上昇は継続しておると、そういう状況かというふうに思われます。このような状況にあることから、令和元年分の所得の増加が見込まれるため、直近 3 カ年間の平均値から個人市民税の増加を見込んでおります。なお、法人市民税につきましては、税率改正に伴う減少が見込まれますが、市民税金体としては増加を見込んでおるところでございます。

次に、固定資産の増収見込みについては、固定資産税の増加要因につきましては、令和 2 年度は家屋と償却資産というふうになっております。家屋につきましては、令和 2 年度は評価がえの年度ではございませんので、滅失による家屋の減少よりも新築による家屋の増加を見込んでおります。償却資産につきましては、直近 10 年間の平均値を基礎にして増加を見込ませていただいております。なお、令和 2 年度に固定資産税で最も増加するものにつきましては、償却資産というふうになってお

ります。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 私のほうからは、健康福祉部所管の子どもが健やかに育つまちづくりについての質疑にお答えをさせていただきます。

子育て環境の充実に関する予算につきましては、人口減少に歯どめをかけるためには、安心して子どもを産み育てる環境を整えることが重要でありまして、令和2年度におきましても、妊娠期から子育て期まで育児支援としまして、経済的な子育て支援に加えまして、各種相談・教室、個別の子育て指導等、宍粟市独自の切れ目のない子育て支援事業を計画したいと、このように考えております。

主な事業といたしましては、新たに令和2年度より導入いたします生後6カ月から18歳未満を対象としました小児インフルエンザ予防接種の一部助成、それから、新たに定期予防接種となりますロタウイルス予防接種の無償化の実施、それから、木製の誕生祝い品の贈呈やおもちゃ図書館での木製玩具の購入整備などを行います木育・ウッドスタート推進事業、それから、昨年10月に開設いたしております病児・病後児保育室「そらまめ」の運営、また、妊婦から産後4カ月程度の親子が集います「ほっとママルーム」の開設などの支援を行います産前産後サポート事業の実施、また、生後1カ月児健診費用助成事業の実施など、宍粟市の特徴的な取り組みとして新年度予算に反映し、実施をしていく、このような予定といたしております。

○議長（東 豊俊君） 前田教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） そうしたら、私のほうからは、教育部に関する2点の御質疑に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

まず最初に、学校教育の充実については施政方針の中に書いている以外にどういうことを計画しているかという質疑だったと思っております。記載以外といたしましては、宍粟がんばりタイムの事業、またしーたんチャレンジ事業等によって、確かな学力や健やかな体など生きる力の育成に努めたいと思っております。また、宍粟市特別支援教育総合サポート事業による、発達障がい等の特性により特別な支援が必要な児童生徒への支援体制の整備、それから、しそう生き生きプロジェクト事業による、各学校における自主的及び主体的に取り組む特色ある教育活動や体験活動の推進、それからまた、部活動活性化支援事業による部活動の活性化と、そういうことによって教職員の負担軽減、業務改善にも努めたいと思っております。そういうことに

より、学校教育、そういうことに充実を図っていきたいと考えております。

次に、文化財保護費の内容についてなんですけれども、現在、山崎幼稚園舎は昭和34年に建築されて、市内では古い園舎ではありますが、兵庫県が調査対象にしている年代というのがおおむね江戸時代末期から第2次世界大戦終わりぐらいの大体昭和20年ということになっておりますので、本市といたしましてもこの基準を準用しております、昭和20年以降の建造物については調査対象というふうにはしておりません。今言われました卒園者の思いとか、そういう思いはよくわかっておりますけれども、今のところ本年度の文化財保護費にはその予算は含んでおりませんので、報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 2回目の質疑を行います。

市債の部分なんですけれども、市債が10億9,410万円が前年度に比べて減った中の説明の中で、災害復旧事業費として5億3,000万円がこの令和2年度はなくなっているという御説明だったと思うんですけれども、そのほかの部分は、市債の発行額を抑制していった結果、あと残り5億円ぐらいはその抑制の結果なんだろうという説明だったように今理解しとんですが、人口減少が最大課題という中で、本来、今すべきことが先送りになって、市債そのものが発行額が減ってるんじゃないかというふうにも思うんですけれども、まずその部分を一つまた答弁していただけたらというふうに思います。

それと、先ほど市民生活部長の説明の中の歳入の部分で、家屋に関しては令和2年度は変更がない、償却資産がふえてるというお話だったというふうに思うわけなんですけれども、償却資産ということになると、太陽光の発電が、太陽光パネルになるだろうと思うわけなんですけれども、もう太陽光パネルの増加もそんなに実際ふえていかないんじゃないかというふうに思うんですが、全体の中で人口の減少が税収の歳入の見込みの中で織り込まれていないんじゃないかというふうに今の説明で思うわけなんですけれども、再度その部分の答弁を求めます。

それと、今、山崎幼稚園が昭和34年に建設になって、江戸末期から昭和20年という枠組みの中には入らないと。今、部長が思いの部分はわかるということなんですけれども、ぜひですね、この令和2年度にはちょっと予算化の中には入っていないということの説明だったと思うんですが、非常に建築をされてる建築家の方とか公務員の方から見ても、非常にいい建物、非常に大切に作る建物じゃないかというふ

うなお話は、建築されている人からもそういうお話が出てるんで、何らかの形でやはり建物の価値、宍粟市にとっての財産であるんじゃないかというふうに思うわけなんですけれども、そこを何らかの形で財産的価値を、枠組みの中に入れてないというだけじゃなしに、それを見ていただけるようなことができないのかいうことを再度伺いいたします。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 起債の発行の抑制というところで、本来しなければならぬ事業を先送りしたのではないかという御質問だったと思います。すべきことを先送りにしておるということについては、特段その意識を持って予算編成をしたつもりはございません。ただ、災害復旧ということで、平成 30 年の 7 月豪雨災害、この工事がまだまだ残っておるという状況の中で、その復旧を最優先をするというところでの予算編成の方針としては持っておりましたので、その部分では少し少なくなっている可能性はありますが、特段そういうつもりで抑制をしたわけではございません。

○議長（東 豊俊君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 私のほうからは、先ほどの大久保議員の償却の部分の太陽光パネルはどうだ、それから、人口減少に伴って固定資産税等々の影響はどうかという御質問だと思うんですけど、最初の償却に係る太陽光パネルでございすけども、償却資産の分類の項目で機械装置というような感じで分類させていただいております。その中に太陽光パネルはもちろん入っておるんですけども、ほかのものも入っておりますので、太陽光部分だけがどうだという数字についてはちょっと出てないような状況でございす。ただ、償却資産の中で太陽光パネルも十分影響している部分もあるのかなという感じはしております。

それから、人口減少の影響でございすけども、固定資産税、土地家屋等々につきましては、そんなに大きく影響は出てないのかなというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 前田教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 山崎幼稚園の文化財的な価値をもう一度いうことなんですけども、提案されましたことにつきましては、うちのほう、そういう専門の委員会等もありますので、その専門委員会に一度またそういう意見があったので一応検討していただきたいということは提案していくことは可能ですので、そういう方向で取り組みたいと思います。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 6 番、大久保陽一議員。

○6 番（大久保陽一君） 最後になるわけなんですけれども、起債の残高もそうですし、先ほど部長から御説明いただいた市債の、将来への先送りじゃないというお話があったわけなんです。数年間の起債残高を、この数年間の流れを見ていまして、住民数が減っていく中で、一般会計で令和 2 年度末の市民 1 人当たりの起債の残高を 85 万 7,000 円、全会計では 154 万円というふうに今回もあって、少し前の年度のを見ましても、まずこの人口が減っているところで、1 人に対したらこれだけの起債残高というのを、ここがかなり市債の発行額の中で重要なポイントを占めてるんじゃないかというふうに見てて思うわけなんですけれども、やっぱりその前に人口減少対策というのが最重要課題という部分と、整合性が少しとれていないというんですか、もう少し子育てやとか教育に関する施策を、この起債の残高の 1 人当たりの残高にとらわれることなくすべきじゃないのかというふうに思うんですが、最後の質疑になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 起債残高の件でございますが、財政の健全化を進めていく上で、できる限り起債の残高を減らしていきたいというところで、合併後、もう 10 年ぐらい前ですが、繰上償還の実施ということにかなりの力を注いできました。ちょっと正確な数字は覚えてませんが、一般会計で 50 億程度は繰上償還を多分してると思います。その影響によって残高は下がってきている。今、御指摘いただいた、人口減少対策に積極的に進めていくべきではないか、そのことについてはまた別の次元で考えていく必要があるかなと。そのときに必要な施策については積極的に進んでいくという一方での施策も、あるいは方針も持っておりますので、そのことについてはバランスよく進めていくことが必要だろうというふうに思っておりますので、今後ともその方針で進んでいきたいというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 以上で、宍志の会、6 番、大久保陽一議員の質疑は終わります。

続いて、公明市民の会の予算質疑を行います。

4 番、西本 諭議員。

○4 番（西本 諭君） 4 番、西本でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。私も安全で安心なまちづくりというところで、問ひは一つです。よろしくお願ひいたします。

近年は、地球温暖化等の影響もあり、毎年想定外の自然災害が連続的に発生しております。当市としても最大限の災害対策を考える必要がございます。いつまでも想定外で済ますわけにはいかない。それでは市民の安心・安全は守れない。そこで、特に過去と同じような災害を発生させないための、特にハード面の強化の考え方は新年度予算にどのように反映されているのか、お聞きしたいと。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 西本 諭議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、公明市民の会、西本議員の御質問にお答え申し上げます。このように思います。

冒頭、市政のことでもありますので、少しそういった観点で御答弁申し上げたいと、このように思います。先ほどお話があったとおり、近年、特に全国的に、局所的あるいは短時間豪雨災害等の頻発、あるいは激甚化が懸念をされるところであります。特に南海トラフ含めた巨大地震等の発生は非常に危惧をされるところであります。まして、兵庫県も含めて、それぞれその対応等々を今進めておるところであります。特に宍粟市におきましても、こうした災害への備えは可能な限り強化をしていくことが重要であると、このように考えております。

現在、宍粟市にどのような大自然災害等が起こっても、人命、特に人の命、この保護が最大限に図られ、さまざまな重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復興・復旧を可能にするため、宍粟市地域強靱化計画、こういったものの策定に今取り組んでおるところであります。今年度、令和元年度から令和2年度にかけてということで、国を挙げてその強靱化計画を策定する中で、国もその策定に基づいて支援をしていこうと、こういうことでもあります。早急に令和2年度の中で取り組んでいきたいと、このように考えております。

これとは別に、現在策定をしております総合計画の後期基本計画との整合性も図りながら、各分野における地域エリアとしての宍粟市の強靱化を進めていく指針とするもので、それぞれ各種継続事業であったり新規事業であったり、さらには、国県事業もこの強靱化の指針体系の中で位置づけをする中で、強くしなやかな、あるいは持続可能なまちづくり、そういった意味でのものを進めていくことが重要と、このように考えておるところであります。

特に国、県にも平成30年の7月豪雨の災害復旧にも力を入れていただいております。まして、今現在、揖保川あるいは他の河川においてもそれぞれ取り組んでいただい

ておるところであります。一昨年のその状況を踏まえながら、教訓にしながら、まさに災害に強いまちづくりという観点で進めておるところであります。

具体的な部分については、予算の中については担当部長より答弁をさせたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私からは、産業部関係のハード面の強化についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、健全な森林は雨を蓄える巨大な自然ダム機能と山地崩壊を防止する機能を備えており、市域の 90%が森林である本市にとっては、災害に強い森林を育てることは宍粟市にとって非常に重要な意味がございます。本年度から森林環境譲与税を活用した森林整備事業をスタートさせておりますが、今後は、市でこれまで取り組んできた森林整備事業とあわせ加速し、より計画的な事業推進が不可欠と考えております。

先ほど大畑議員の御質問でお答えしたとおり、林業施策としましては、山地災害の未然防止対策として、森林整備促進事業や条件不利地間伐事業、緊急防災林整備事業、混交林整備事業など継続して取り組みたいと考えており、災害に強い森林づくりを目指すとともに、被災箇所においては、県治山事業やその下流域における市全体の流末水路整備事業により早期復旧に努め、二次災害防止に努めたいと考えております。

農業施策の面では、市内 8カ所のため池改修工事を県営事業として実施予定としており、農業用水路等長寿命化・防災減災事業においては、農業用として使用されなくなったため池の廃止工事を実施する予定で、全 5池のうち、令和 2年度では 3池の実施計画書作成を計画を予定しております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 富田建設部長。

○建設部長（富田健次君） 私からは、建設部関係のハード面の強化等についてお答えをさせていただきます。

まず、内水氾濫対策ということで、先ほど大畑議員のときにも御説明をさせていただきましたが、令和 2年度より都市計画道路山田下広瀬線道路改良事業と都市下水雨水幹線整備事業におきまして、山田千本屋雨水幹線計画延長 1,127メートルの整備に着手いたします。令和 2年度は、中国自動車道から北 240メートルと千本屋地内で 80メートルの合計 320メートルの雨水幹線整備を計画してございます。ま

た、繰り越しとはなったんですが、平成 30 年 7 月豪雨の災害につきまして、令和 2 年度内での完了を目指していきたいというふうに考えております。

それから、ハード面での対策の一方なんですが、ソフト対策といたしましては、山林の適正管理、そして災害が発生した後の早期復旧・対策につながります山林部の地籍調査に引き続き取り組むほか、地震対策として、住宅の耐震診断・耐震改修費用を助成する取り組みも継続してまいります。

なお、住宅の耐震改修の助成に当たりましては、制度利用者の資金調達の軽減化を図るということで、以前、議員から御提案いただいておりました代理受領制度につきまして、この 4 月から取り組みたいなというふうに考えております。

いずれにしましても、ハード、ソフトの両面におきまして市民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしができるよう、国県とも手を携えながら、自然災害に強い宍粟市を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 4 番、西本 諭議員。

○4 番（西本 諭君） ありがとうございます。市長から強靱化計画を今考えているというところで、一つの安心感は出たんですけども、やっぱりいつ起こるかわからない災害に対して備えることは本当に大変だと思います。だけど、私もセミナーに行ってみて、最近のデータというのはすごい、スーパーコンピューターが発達してるからなのかかわからないですけど、例えば洪水にしても、ハザードマップとほとんど同じ状態で災害が起こっているということでもありますので、そういうデータを駆使すれば事前に想定できるわけですから、後追いではなくて、とにかく前もって災害を防ぐ方法、そこに頭を切りかえていただきたいんです。もちろん災害が起こった後のことも大切ですし、いろんなことも大切ですけども、考え方として、やっぱりこれからは災害は起きるんだと。そのときにどう対応するかということを考えることは大事ですけども、その起こさない政策を、強靱化計画の中で議論されるんでしょうけどもね、それが市民の安心・安全につながるということなんで、ぜひそういう考え方を基本に行っていただきたい。

先ほど縷々いろんな、ため池の整備だとか雨水幹線とかいろんなことはございましたけれども、やっぱりこれは時間とお金とかかるもので、何とか計画的なことで進めていただきたいという思いでございますので、とにかく災害はいつ起こるかわからない状況の中で、生命、財産、そして日々の平穏な生活を奪うものでございますので、大変に計画的にできればお金もかけなくて済むし、計画的にできますので

ね。ということで、ぜひこの予算の中で、反映されている部分はお聞きしました。これは着実に進めていただきたいと思うとともに、やっぱり2年、3年かけてでもちゃんとした計画を立てていただきながらお願いしたいと思います。

例えば兵庫県が音水湖をかさ上げするということを言われておりますよね。そういうことも、前もって想定した部分を手を入れているということなので、そういう考え方をぜひ推進しながら、もちろん現場は現場の活動がありますので、対応していかなきゃだめですけども、そういうことをお願いしたいと思います。市長、もう一度どうですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 国も国土強靱化の中で、3カ年ということで一定の年限ですけども、それに限らず、ぜひ関係市町含めて、それを延長してほしいと。そのためには各市や町が強靱化計画をしっかりと定めて計画的に進めていこうと、こういうことであります。したがって、その中で、まさに市民の生命、財産を守っていくということについて可能な限り反映して、計画的に進めていきたいと、このように考えています。

なお、また、兵庫県とこれまでもいろいろ国へ要望してきました。ただいま申された引原ダムの再生事業についても、令和2年度本格的に予算がつくというふうに聞いておりますので、2メートルかさ上げして、さらにまた安全が高まっていくということでもありますので、また具体的なことが決まりましたら、議会にも御報告しながら、御支援をいただきながら、ダムの再生事業についても県と一体となって進めていきたいと、このように考えています。

以上であります。

○議長（東 豊俊君） 以上で、公明市民の会、4番、西本 諭議員の予算質疑を終わります。

以上で通告に基づく予算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております第15号議案から第23号議案までの9議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月16日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦勞さまでした。

（午後 0時24分 散会）